

## 早稲田大学川越稲門会会則

### (名称)

第1条 この会は早稲田大学川越稲門会（以下本会という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と早稲田大学との関係を密にし、早稲田大学の事業に協力することを目的とする。

第3条 本会の事務局は、事務局長の指定する場所（自宅又は勤務先等）に置く。

### (所属)

第4条 本会は、早稲田大学校友会埼玉県支部（以下支部という。）に属する。

### (会員資格)

第5条 本会は、川越市及び近隣市町（以下川越地区という。）出身者並びに川越地区に在住または在勤する次の者をもって組織する。

- 一 早稲田大学卒業生
- 二 早稲田大学院及び早稲田大学専攻科各課程修了者
- 三 早稲田大学職員
- 四 早稲田大学評議員又は商議員
- 五 推選校友

### (会費)

第6条 本会の会費は、次の会費を納入するものとする。

- 一 年会費 5,000円
- 二 臨時会費 その都度決定する。

(役員構成)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名以内
- 三 幹事長 1名
- 四 事務局長 1名
- 五 常任幹事 5名以内
- 六 幹事 20名以内
- 七 会計 2名
- 八 監査 2名
- 九 顧問 若干名

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
- 三 常任幹事は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 四 幹事は、会務を分担する。
- 五 会計は、本会の経理を担当する。
- 六 監査は、会計を監査する。

(役員選任方法)

第9条 役員は、次の方法により選任する。

- 一 会長は、総会で選出する。
- 二 前号以外の役員は、会長が総会の承認を得て、会員のうちから任命する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。但し、後任者が決定するまでは、前任者は、引き続きその職務を行うものとする。

(会議種類)

第11条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第12条 総会は、会長が年1回招集し、会長及び他の役員が会務の報告をする。

2 総会の議長は、総会において選出する。

3 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

(幹事会)

第13条 幹事会は、会長が必要に応じて招集する。

2 幹事会の議長は、会長がこれに任ずる。

(会議の議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(上部組織役員)

第15条 本会から推薦する早稲田大学商議員、早稲田大学校友会代議員等上部組織の役員は、会長が総会の承認を得て、会員のうちから指名する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第17条 本会の毎会計年度の予算及び決算は、幹事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

2 前項の決算には、監査の意見を付さなければならない。

(会則の変更)

第18条 本会則を変更する場合は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

(その他)

第19条 本会則に定めのない事項については、幹事会において処理する。

第20条 慶弔規定は以下のとおりとする。

一 会員本人の死亡時 10,000円

二 会員本人の結婚時 祝電

三 その他は正副会長にて協議とする。

#### 付則

この改正会則は、平成8年4月13日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

2 この会則は、平成10年5月30日から施行する。

3 この会則は、平成13年4月1日から施行する。

4 この会則は 平成28年4月1日から施行する。